京都市
CITY OF KYOTO

「重度障害者等就労支援特別事業」活用事例集

令和３年９月より新たな就労支援を開始！
重度障害がある方の「働く」を支援します
これまで障害福祉サービスでは支援が受けられなかった
「経済活動（就労）」に支援が利用できます

業務上の支援	業務外の支援	通勤支援

この事例集は、重度障害者等就労支援特別事業（以下「本事業」という。）を利用して働くことのイメージを持っていただけるよう、実際に事業を利用し働いている方にインタビューを実施し作成しました。

〇ご相談先

・本事業全般のご相談
・本事業の支援を受けるための計画についてのご相談
京都障害者就業・生活支援センター　電話：075-702-3725

・本事業の申請先
京都市保健福祉局障害保健福祉推進室　電話：075-222-4161

・助成金のご相談・申請先
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機関（JEED）京都支部
電話：075-951-7481

重度障害者等就労支援特別事業とは

対象者が経済活動をするうえで必要不可欠な支援（喀痰吸引や体位の変換、安全確保のための見守り、移動の介護等）について、本市が必要と認める場合に本事業で支援を行います（重度訪問介護、同行援護、行動援護と同等の支援に要する費用を助成）。

☆重度障害者等就労支援特別事業の対象となる方
（次の①～④の要件をすべて満たす方）
①重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの支給決定を受けている方
②民間企業で雇用されている方、または自営業の方
③１週間の所定労働時間が１０時間以上の方
④京都市に居住している方

事業実施の背景

障害者総合支援法に基づくサービス（重度訪問介護・同行援護・行動援護）については、経済活動（就労）中の支援が認められていないことから、障害のある方の通勤や就労の際に必要となる介助等の支援の在り方が重要な課題となっていました。

令和２年１０月に、国において、障害者雇用納付金制度に基づく助成金（以下「助成金」という。）の拡充がされるとともに、自治体が必要と認めた場合には、重度訪問介護・同行援護・行動援護と同等の支援を経済活動（就労）中に行うことができる制度が新たに創設されました。

本市においては、新たな制度を利用し、重度障害がある方等の就労支援を図るため、令和３年９月から本事業を開始しました。

令和７年６月末時点で２２名（重度訪問介護の支給決定を受けている方：１１名、同行援護の支給決定を受けている方：１１名）の方が本事業を利用しながら働いておられます。

業務中の支援について

企業に雇用されている方の場合(イメージ)

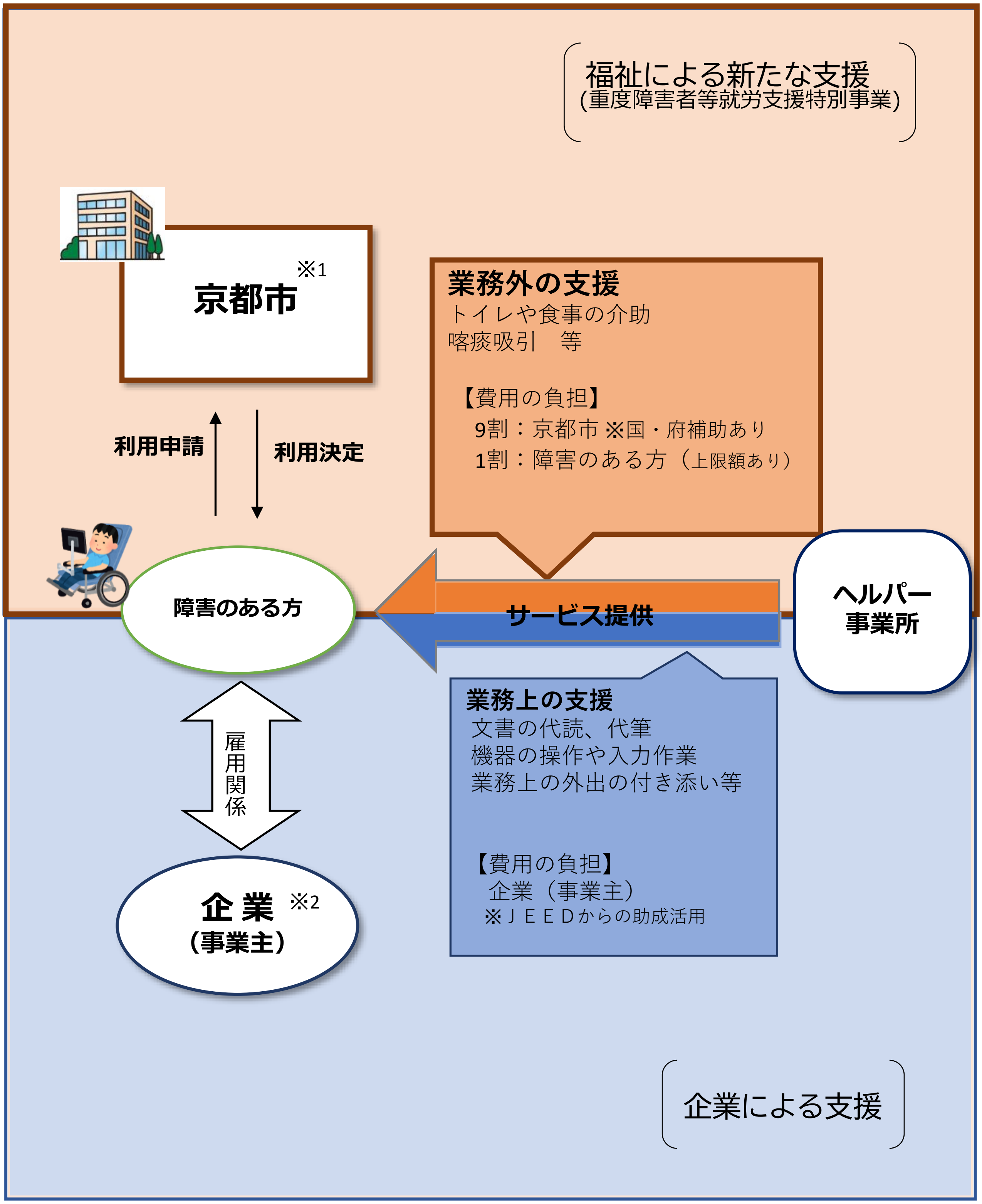

※1　業務外の支援（トイレや食事の介助、喀痰吸引等）については、本市が必要と認める場合に本事業で支援を行います。

※2　業務上の支援（文書の代読、代筆、機器の操作や入力作業、業務上の外出付添等）については、事業主である企業に、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「JEED」という。）の助成金を活用していただきます。

自営業の方の場合(イメージ)

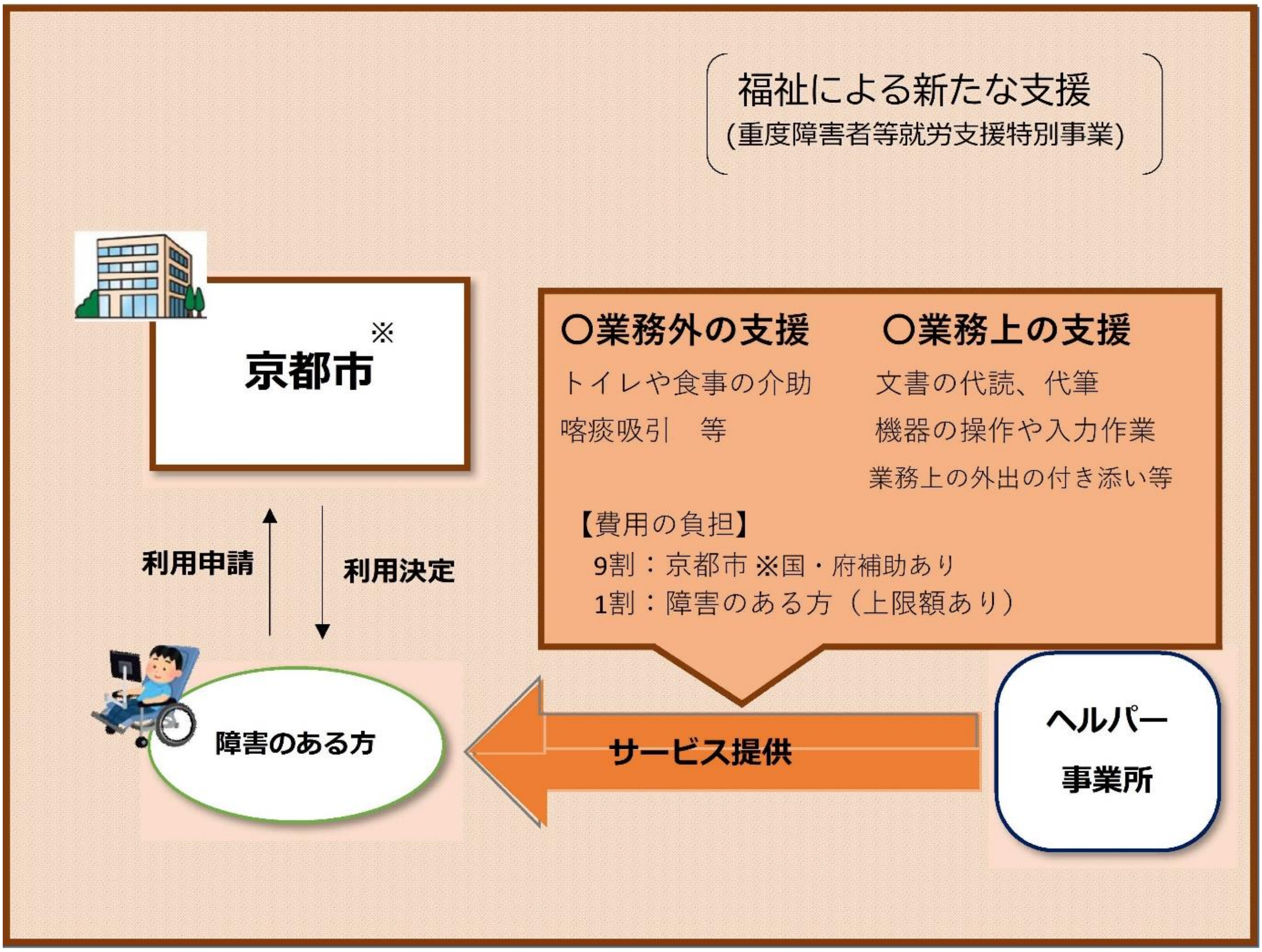

※　自営業者等として働く場合、ＪＥＥＤの助成金の対象とならないため、
本事業単独で業務外の支援及び業務上の支援を行います。

通勤支援について

　企業等に雇用されている方については、各年度３か月までJEEDの助成金を活用いただき、各年度４か月目以降を本事業で支援します。

　自営業者等については、１か月目から本事業単独で支援を行います。

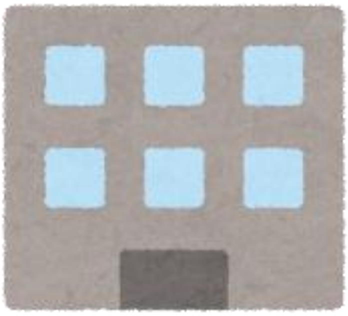

利用者負担（本事業）について

本事業の利用者負担については、サービス利用に要した費用の１割を負担いただきます。また、世帯の所得により上限を設けています。（重度訪問介護・同行援護・行動援護と同じ上限額の設定。）

なお、市民税非課税世帯の方の利用負担はありません。下表を御参照ください。

対象	月額負担額（上限額）
生活保護受給世帯	利用者負担なし（0円）
市民税非課税世帯	利用者負担なし（0円）
市民税課税世帯（所得割16万円未満）	1割負担（9,300円）
市民税課税世帯（所得割16万円以上）	1割負担（37,200円）

企業負担（ＪＥＥＤ助成金）について

業務上の支援、各年度３か月間の通勤支援については、雇用する事業主が、サービス提供事業者へ介助を委託し、JEEDの助成金を活用して行います。

助成金の受給には、障害のある方を雇用する事業主がJEEDに対し、助成金の支給申請手続を行う必要があります。

企業規模によって助成率及び支給限度額は異なりますが、JEEDの助成金は事業主に対する助成金となっており、事業主がサービス提供事業者へ支払った介助委託費の一部を助成します。

詳細は、JEEDのごあんないパンフレットを御確認ください。

ごあんないパンフレットはこちらから→

本事業を利用されている方を
ご紹介します（自営業者Ａさん）

Ａさんの状況

- 視覚障害
- 同行援護利用

職業・業務内容	勤務場所	労働時間
職業：地歌箏曲家 業務内容： 箏・三絃の指導・ 演奏活動	・自宅 ・演奏会場 ・講座会場	・月４日程度 ※ 別途、本事業での支援を必要としない労働時間あり。

事業活用以前の状況

ご家族、ボランティア等による支援

事業活用後の状況

本事業を活用した同行援護ヘルパーの支援により

- 楽譜の読み上げ
- 演奏会案内状のレイアウトチェック・ラベルシール貼付、送付業務
- 会場までの同行、ステージまでの動線確認、楽器の運搬補助

支援例 ①
～普段行き慣れていない演奏会会場での支援～

Aさんの１日のスケジュール例

業務内容	ヘルパーによる介助の内容
9:00　演奏会会場へ移動	自宅に迎えに行き、会場まで同行
10:00　会場に到着、準備	ステージまでの動線確認、 楽器の運搬補助、ステージまでの移動サポート （袖で見守り・必要に応じて移動サポート）
10:30　リハーサル	ステージ出入りの移動サポート
13:15　ステージに移動	ステージまでの移動サポート
14:00　演奏会に出演	（袖で見守り・必要に応じて移動サポート）
15:30　演奏会終了	ステージからの移動サポート
16:00　片付け	楽器の運搬補助
17:00　帰宅	帰宅支援

演奏会で移動のサポートを受けるＡさん

支援例②
～自宅での事務作業等～

楽譜（箏・三絃）を点字にする為の読み上げ作業
演奏会プログラム作成や案内状発送等事務作業、書類作成

楽譜（箏）を点字化する様子

Aさんの１日のスケジュール例

業務内容	ヘルパーによる介助の内容
10:00　楽譜作成	楽譜の読上げ
11:00　演奏会案内発送 事務作業	パソコン操作補助 案内状のレイアウトチェック ラベルシール貼付
12:00　終業	

事業利用のご感想

これまで単独歩行が可能なところでの仕事に限り引き受け、仕事の幅を狭めてきましたが、今後は事業を利用して、学校などでの講習や出張レッスン等も積極的に行いたいです。

本事業を利用されている方をご紹介します（自営業者Bさん）

Bさんの状況

- 身体障害（頸椎損傷）
- 重度訪問介護利用

職業・業務内容	勤務場所	労働時間
・システム開発 ・ウェブサイト制作	・会社内 ・外勤先	・１日７時間程度 ・週５日

事業活用以前の状況

社員による支援

事業活用後の状況

本事業を活用した重度訪問介護ヘルパーの支援により

・パソコン、電話のセッティング

・書類等の整備

・通勤・外勤時の支援や外勤先での支援

・体位変換、水分補給、トイレ等の介助

支援例

通勤・外勤時や事務作業の支援

Bさんの１日のスケジュール例

業務内容	ヘルパーによる介助の内容
10:30～11:00　出勤	交通機関利用等に係る補助
11:00～17:00 システム開発・ウェブサイト制作に係る事務作業	・パソコン、電話のセッティング ・書類等の整備 ・体位変換、水分補給、トイレ等の介助
17:00～18:00　退勤	交通機関利用等に係る補助

事業利用のご感想

京都市では京都障害者就業・生活支援センターが申請の窓口となっていたため、障害のある方の一般就労の事情を把握しており、サポートが的確で助かりました。
また、この制度を利用することで、業務の効率化や行き慣れていない場所への移動も可能となり、仕事の幅が増えました。
知らない人も多い制度だと思うので、自分の事例をきっかけに、「ヘルパーを利用しながら働けるんだ！」ということが少しでも広がれば嬉しいです。

本事業を利用されている方をご紹介します（自営業者Cさん）

Cさんの状況

・視覚障害
・同行援護利用

職業・業務内容	勤務場所	労働時間
鍼灸マッサージの施術	・治療院内 ・往診先	火・木・土 １５：００～２０：００ 上記以外 １０：００～１８：００ （１０：００～２０：００）

事業活用以前の状況

ご家族による支援、ドライバーの雇用（自費）

事業活用後の状況

本事業を活用した同行ヘルパーの支援により

・通勤・往診先への同行支援

・治療のサポート

・資料の代筆・代読

・業務に関する買物、金融機関への同行支援

支援例

通勤・往診先等への同行支援

Cさんの１日のスケジュール例

業務内容	ヘルパーによる介助の内容
15:00～15:30 往診先へ移動	交通機関利用等に係る補助
15:30～16:00 往診治療	・室内の情報提供 ・治療器具のセッティング
16:00～16:30 治療院へ移動	・交通機関利用等に係る補助 ・業務に関する買物・金融機関利用の補助
16:30～20:00 治療院での問診等	・ヘルパーの利用なし

事業利用のご感想

家族からの助けがいつまで続けてもらえるかわからなかったので、この制度が始まって助かりました。ヘルパーの方が仕事中にサポートしていただけるので、安心しています。
また、買物でも探している品物の場所を教えてくれるのでスムーズに買物をできるようになったのもありがたいです。
まだ始まったばかりの制度なので、申請方法やヘルパー支援の範囲など分かりづらい点がありましたが、自分のような事例を積み重ねることでより良い制度になっていけば良いなと思います。

本事業を利用されている方をご紹介します（被雇用者）

Ｄさんの状況

- 進行性難病
- 重度訪問介護利用

職業・業務内容	勤務場所	労働時間
• 障害福祉サービス • 相談支援業務	会社内	• １日８時間 • 週５日

事業活用以前の状況

ご家族、ヘルパー（自費）による支援

事業活用後の状況

重度訪問介護ヘルパーの支援により
- 本事業と助成金（３か月間）を活用した通勤支援
- 人工呼吸器の管理、喀痰吸引、体位変換、水分補給、見守り等の介助（本事業を活用）

支援例

Ｄさんの１日のスケジュール例

通勤支援　（片道約1時間）

自宅から職場　7:30 ～ 8:30

職場から自宅 17:15 ～18:15

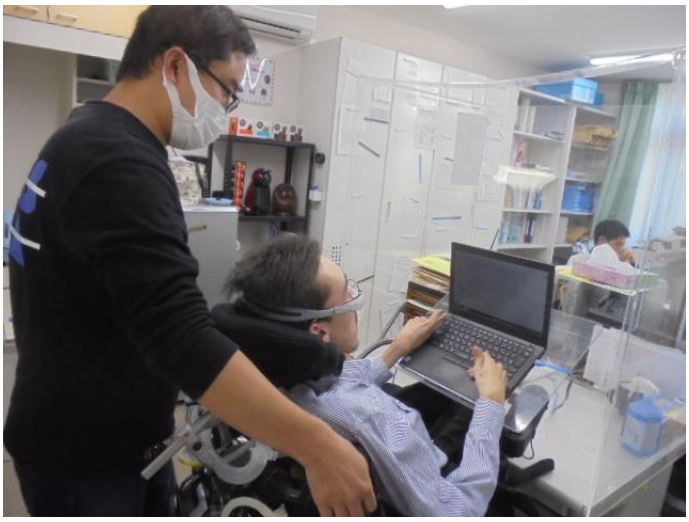

業務内容	ヘルパーによる介助の内容 （本事業・JEED・職場での支援）
相談支援業務に係る サービス等利用計画作成	**業務外の支援（本事業）** 通勤支援 人工呼吸器の管理 必要に応じて喀痰吸引 首の伸ばしなど体位変換 水分補給、食事介助、見守り等 **業務上の支援 （JEED・職場での支援）** パソコンの設置、FAXの操作、 声が届かない際の復唱等
利用者との面談	
関係機関との連絡調整	
個別支援会議の開催　等	

事業利用のご感想

相談員として、障害のある方の相談業務を行っています。
私の学生時代は、こうした支援制度がなく、進路や就職に不安を感じていましたが、家族や支援者の支えもあり、こうして就労することができています。
私の働く姿を見て、この事業のことと、重度の障害があっても働ける可能性があるということを知ってもらいたいです。

本事業を利用されている方をご紹介します（被雇用者）

Eさんの状況

- 身体障害
- 重度訪問介護利用

職業・業務内容	勤務場所	労働時間
• 障害のある方の地域生活移行支援 • 講演会への登壇	会社内	• １日５時間３０分 • 週３日

事業活用以前の状況

雇用先社員（ヘルパー）による支援

事業活用後の状況

重度訪問介護ヘルパーの支援により
- 本事業と助成金（３か月間）を活用した通勤支援
- 体位変換、水分補給、食事等の介助（本事業を活用）

支援例

Ｅさんの１日のスケジュール例

通勤支援　（片道約45分）

自宅から職場 11:45 ～ 12:00

職場から自宅 17:15 ～18:15

業務内容	ヘルパーによる介助の内容 （本事業・JEED・職場での支援）
障害のある方の地域生活移行支援に係るミーティング等	**業務外の支援（本事業）** 通勤支援、体位変換 水分補給、食事介助、見守り等 **業務上の支援 （JEED・職場での支援）** 資料の取り出し、コピー、代筆 電話対応の補助 業務上の外出の付き添い
利用者の相談支援、訪問	
講演会への登壇、 講師活動等	

事業利用のご感想

これまで全てのヘルパー費用を勤務先が負担していましたが、この制度により助成を受けることができました。
金銭的な面はもちろん、事業所に負担をかけているという意識からも解放され、精神的にも余裕ができました。
この制度を利用して、重度障害のある方でもやりたいことを叶えてほしいです。

発行：京都市保健福祉局障害保健福祉推進室
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 京都市役所分庁舎４階
電話：075-222-4161／FAX:075-251-2940
令和５年３月発行　　京都市印刷物 第043180号
令和７年７月改訂　　京都市印刷物 第071050号